

土木関係建設コンサルタント業務の総合評価方式による競争入札について 新旧対照表

新_令和 7 年 4 月

旧_令和 6 年 4 月

Ⅲ 技術提案資料の作成の際の留意事項等について

1 技術提案資料作成の際の留意事項

(2) 配置技術者評価

①配置技術者の技術的能力

項 目	留 意 事 項	様式
管理（照査）技術者の過去 10 年間の同種業務の経験の有無	a. 評価対象は、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局又は国土交通省中国地方整備局発注の土木関係建設コンサルタント業務のうち、指名通知日の 10 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から指名通知日までに引き渡しが完了した業務の実績とする。なお、管理技術者は管理技術者又は担当技術者のいずれかの立場で従事した業務を対象とし、照査技術者は照査技術者の立場で従事した業務を対象とする。 b. 共同企業体で実施した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わないが、共同企業体の実績は、出資比率 20%以上のものを対象とするため、共同企業体協定書の写しを添付すること。ただし、テクリスに登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、テクリスの写しを添付することで替えることができる。 c. 実績の確認のため、テクリスの完了登録の内容確認書の写しを添付すること。なお、様式にテクリス登録番号を記載した場合は、テクリスに係る資料の添付を省略できる。ただし、テクリスでは内容が確実に判断できない場合は、発注機関が発行する発注証明や委託契約書の写しを添付することで替えることができる。 d. 同種業務の経験として記載した業務において、当該技術者に途中交代があった場合は、従事期間を示す最終工程表等を添付すること。特段の指示がない場合は、提出された資料により、同種業務の経験として記載した業務の委託期間のうち同種業務の履行期間の全期間（同種業務の着手から成果の作成まで）従事したことが確認できる場合に評価の対象とする。 e. 提出された資料により、求めた同種業務の経験を有していることが確認できる場合に評価する。	5-1 5-2
過去 3 年間の山口県又は国土交通省（中国地方整備局）発注業務における技術者成績評定点 2 件の平均点	a. 平均点は、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局又は国土交通省中国地方整備局により発注された土木関係建設コンサルタントのうち、指名通知日の 3 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から指名通知日までに引き渡し完了した業務で入札参加者が選択した 2 件の技術者成績評定点により算定する。なお、管理技術者は管理技術者又は担当技術者のいずれかの立場で従事した業務を対象とし、照査技術者は照査技術者の立場で従事した業務を対象とする。ただし、当該技術者が委託期間の全期間従事していない業務（途中交代があった業務）は評価の対象としない。 b. 評価の対象とする業務は、土木関係建設コンサルタント業務とするが、工事管理等業務及び積算技術等業務（山口県業務委託成績評定要領第 2 条第 1 項（4）に規定された「工事管理等業務」採点表、「積算技術等業務」採点表で評定した業務又は地方整備局委託業務等成績評定要領第 2 五、六に規定された「工事監督支援業務等」採点表、「積算技術業務等」採点表で評定した業務）は評価の対象としない。 c. 共同企業体で実施した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わないが、共同企業体の実績は、出資比率 20%以上のものを対象とするため、共同企業体協定書の写しを添付すること。ただし、テクリスに登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、テクリスの写しを添付することで替えることができる。 d. 発注者から交付された業務成績評定点の通知等、評価の対象となる技術者成績評定点が確認できる資料を添付すること。 e. 対象とする期間に技術者成績評定点を有しない技術者については、技術者成績評定点の平均点を 60 点として取り扱う。また、有する技術者成績評定点が 1 件の場合は、2 件目の技術者成績評定点を 60 点として平均点を算定する。 例）技術者成績評定点が 1 件（○点）の場合 平均点＝（60＋○）÷ 2	5-1 5-2
手持ち業務の件数	a. 委託期間を通じて、管理技術者の手持ち業務の件数を 5 件以下（当該業務を含む）とする場合に評価する。なお、手持ち業務の件数は、管理技術者又は担当技術者となっている委託料の額が 300 万円以上の業務件数とする。 b. 契約後に受注者から提出される配置技術者の選任通知により、手持ち業務件数が 5 件以下となっていることを確認する。また、検査時には委託期間中の手持ち業務の実績が分かる資料の提示を求め履行状況を確認する。そのため、技術提案資料には添付資料等の提出の必要はない。	提出 不要
継続学習（C P D）の取組状況	a. 当該年度の 4 月 1 日から指名通知日までの間の任意の日より前の各認証団体が設定する期間の配置技術者に係る継続学習（C P D）に対する取組状況を対象とする。 b. 提出された証明書により、各認証団体推奨単位以上（例、公益社団法人日本技術士会の場合、1 年間 50 単位、3 年間 150 単位のいずれでも可）を取得していることが確認できる場合に評価する。	6

- ・「配置技術者の同種業務の経験の有無」において、委託期間と従事期間が一致しない（従事期間が短い）場合の取扱いを分かりやすい記載とした
- ・配置技術者の技術者評定点について、評価対象を明確化した
- ・その他、表記の変更や所要の訂正を行った

Ⅲ 技術提案資料の作成の際の留意事項等について

1 技術提案資料作成の際の留意事項

(2) 配置技術者評価

①配置技術者の技術的能力

項 目	留 意 事 項	様式
管理（照査）技術者の過去 10 年間の同種業務の経験の有無	a. 評価対象は、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局又は国土交通省中国地方整備局発注の土木関係建設コンサルタント業務のうち、指名通知日の 10 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から指名通知日までに引き渡し完了した業務の実績とする。なお、管理技術者は管理技術者又は担当技術者のいずれかの立場で従事した業務を対象とし、照査技術者は照査技術者の立場で従事した業務を対象とする。 b. 共同企業体で実施した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わないが、共同企業体の実績は、出資比率 20%以上のものを対象とするため、共同企業体協定書の写しを添付すること。ただし、テクリスに登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、テクリスの写しを添付することで替えることができる。 c. 実績の確認のため、テクリスの完了登録の内容確認書の写しを添付すること。なお、様式にテクリス登録番号を記載した場合は、テクリスに係る資料の添付を省略できる。ただし、テクリスでは内容が確実に判断できない場合は、発注機関が発行する発注証明や委託契約書の写しを添付することで替えることができる。 d. 同種業務の経験として記載した業務の委託期間と従事期間が一致しない（従事期間が短い）場合は、同種業務の経験を有していることが確認できる資料（従事期間を示す資料及び最終工程表等）を添付すること。 e. 提出された資料により、求めた同種業務の経験を有していることが確認できる場合に評価する。	5-1 5-2
過去 3 年間の山口県又は国土交通省（中国地方整備局）発注業務における技術者成績評定点 2 件の平均点	a. 平均点は、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局又は国土交通省中国地方整備局により発注された土木関係建設コンサルタントのうち、指名通知日の 3 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から指名通知日までに引き渡し完了した業務で入札参加者が選択した 2 件の技術者成績評定点により算定する。なお、管理技術者は管理技術者又は担当技術者のいずれかの立場で従事した業務を対象とし、照査技術者は照査技術者の立場で従事した業務を対象とする。 b. 評価の対象とする業務は、土木関係建設コンサルタント業務とするが、工事管理等業務及び積算技術等業務（山口県業務委託成績評定要領第 2 条第 1 項（4）に規定された「工事管理等業務」採点表、「積算技術等業務」採点表で評定した業務又は地方整備局委託業務等成績評定要領第 2 五、六に規定された「工事監督支援業務等」採点表、「積算技術業務等」採点表で評定した業務）は評価の対象としない。 c. 共同企業体で実施した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わないが、共同企業体の実績は、出資比率 20%以上のものを対象とするため、共同企業体協定書の写しを添付すること。ただし、テクリスに登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、テクリスの写しを添付することで替えることができる。 d. 発注者から交付された業務成績評定点の通知等、評価の対象となる技術者成績評定点が確認できる資料を添付すること。 e. 対象とする期間に技術者成績評定点を有しない技術者については、技術者成績評定点の平均点を 60 点として取り扱う。また、有する技術者成績評定点が 1 件の場合は、2 件目の技術者成績評定点を 60 点として平均点を算定する。 例）技術者成績評定点が 1 件（○点）の場合 平均点＝（60＋○）÷ 2	5-1 5-2
手持ち業務の件数	a. 委託期間を通じて、管理技術者の手持ち業務の件数を 5 件以下（当該業務を含む）とする場合に評価する。なお、手持ち業務の件数は、管理技術者又は担当技術者となっている委託料の額が 300 万円以上の業務件数とする。 b. 契約後に受注者から提出される配置技術者の選任通知により、手持ち業務件数が 5 件以下となっていることを確認する。また、検査時には業務期間中の手持ち業務の実績が分かる資料の提示を求め履行状況を確認する。そのため、技術提案資料には添付資料等の提出の必要はない。	提出 不要
継続学習（C P D）の取組状況	a. 当該年度の 4 月 1 日から指名通知日までの間の任意の日以前の各認証団体が設定する期間の配置技術者に係る継続学習（C P D）に対する取組状況を対象とする。 b. 提出された証明書により、各認証団体推奨単位以上（例、公益社団法人日本技術士会の場合、1 年間 50 単位、3 年間 150 単位のいずれでも可）を取得していることが確認できる場合に評価する。	6